

【資料3】

大阪における外国人材の受入れと 共生社会の実現に向けて

～外国人材の受入れ・環境整備に係る市町村説明会～

令和2年1月16日
大阪出入国在留管理局

1 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」取りまとめ経緯

平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2018）閣議決定

7月24日 第1回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（検討の方向性）了承

9月13日 第1回～第5回 総合的対応策検討会

12月17日

～12月20日 第6回 総合的対応策検討会

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（案）最終取りまとめ



12月25日 第3回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の了承

平成31年6月18日 第5回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の了承

12月20日 第6回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（改訂）の了承

〔詳細版〕外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。
令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂(172施策)。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取(地方公共団体との継続的な意見交換)、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- **地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援**(介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等)
- **地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに**、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**(優良事例の収集・横展開等)

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

- **技能試験の受験機会の拡大等**(短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底)
- **特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実**(法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化)

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査の厳格化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実、**在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施**

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- **一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等**(交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等)
- **入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター(仮称)」の設置**(地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等)
- **安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」(14か国語と「やさしい日本語」)の作成・活用**
- **やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成**
- **多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**(優良事例の収集・横展開等)(再掲)
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
- **医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑止**

② 入国前結核スクリーニングの適切な実施

③ 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(14か国語対応)
- 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

④ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- **運転免許取得等に係る多言語化の要請**(学科試験、外国の運転免許からの切替手続等)
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター等(消費者ホットライン188番)、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応

⑤ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(やさしい日本語含む14言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑥ 金融・通信サービスの利便性の向上

- **金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備**(14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等)
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）

(4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

(5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留諸申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- 留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、専門家を全国に配置
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の現地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、実施地域及び対象者数を拡充
- **(7) 社会保険への加入促進等**
- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するためのオンライン連携の検討
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

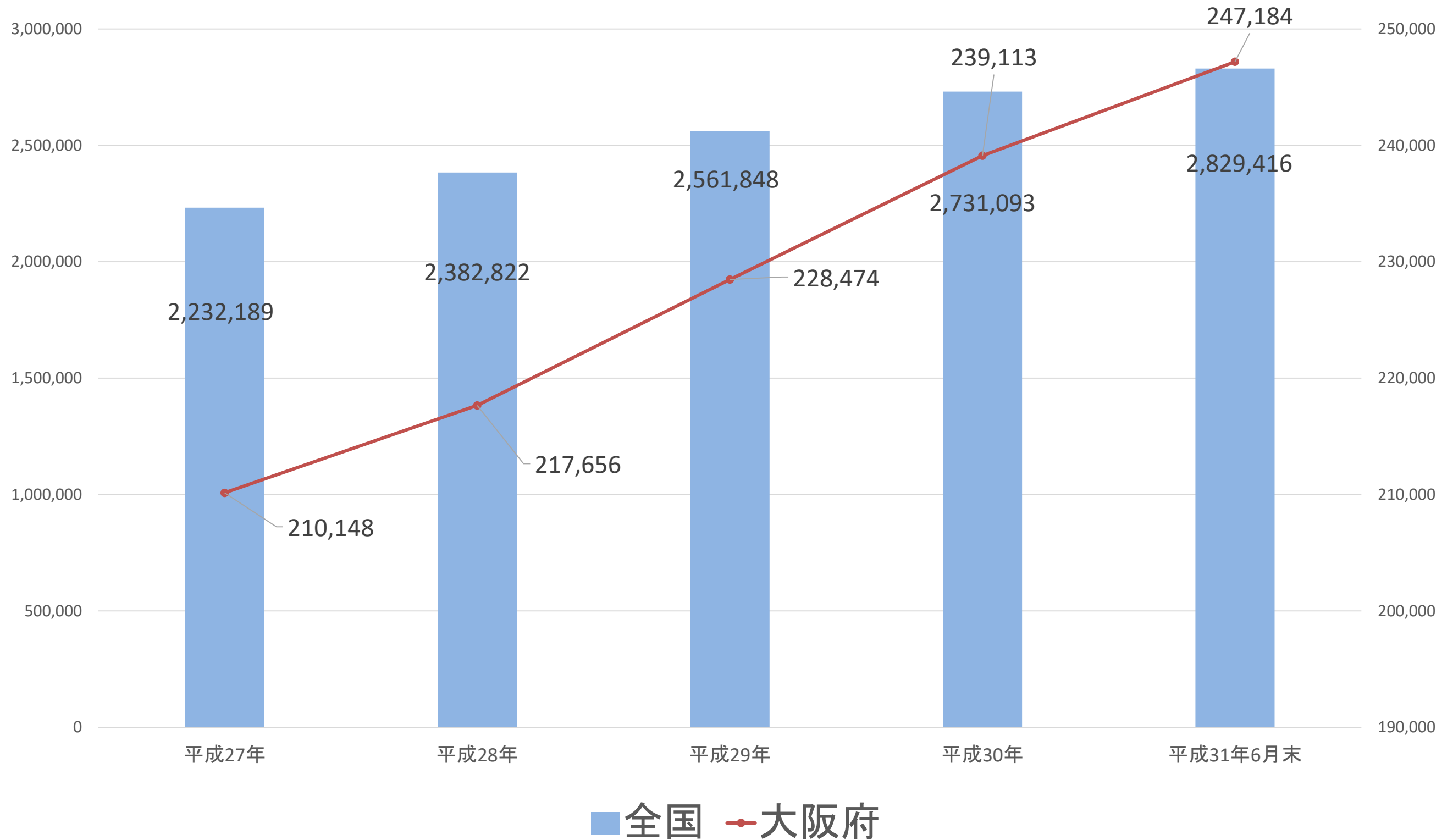
(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 外国人技能実習機構の現地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知

(5) 不法滞在者等への対策強化

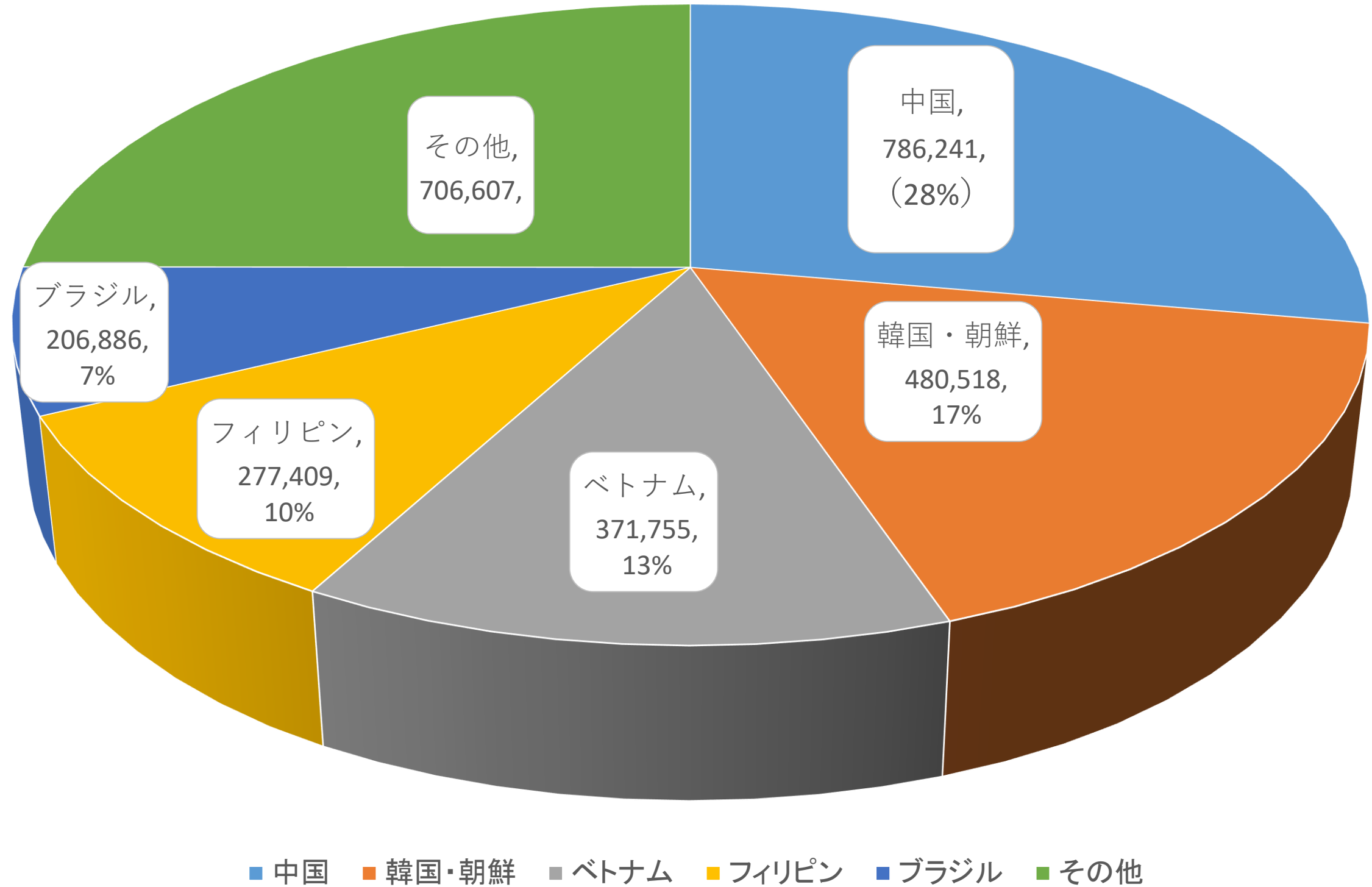
- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

2 在留外国人数の推移



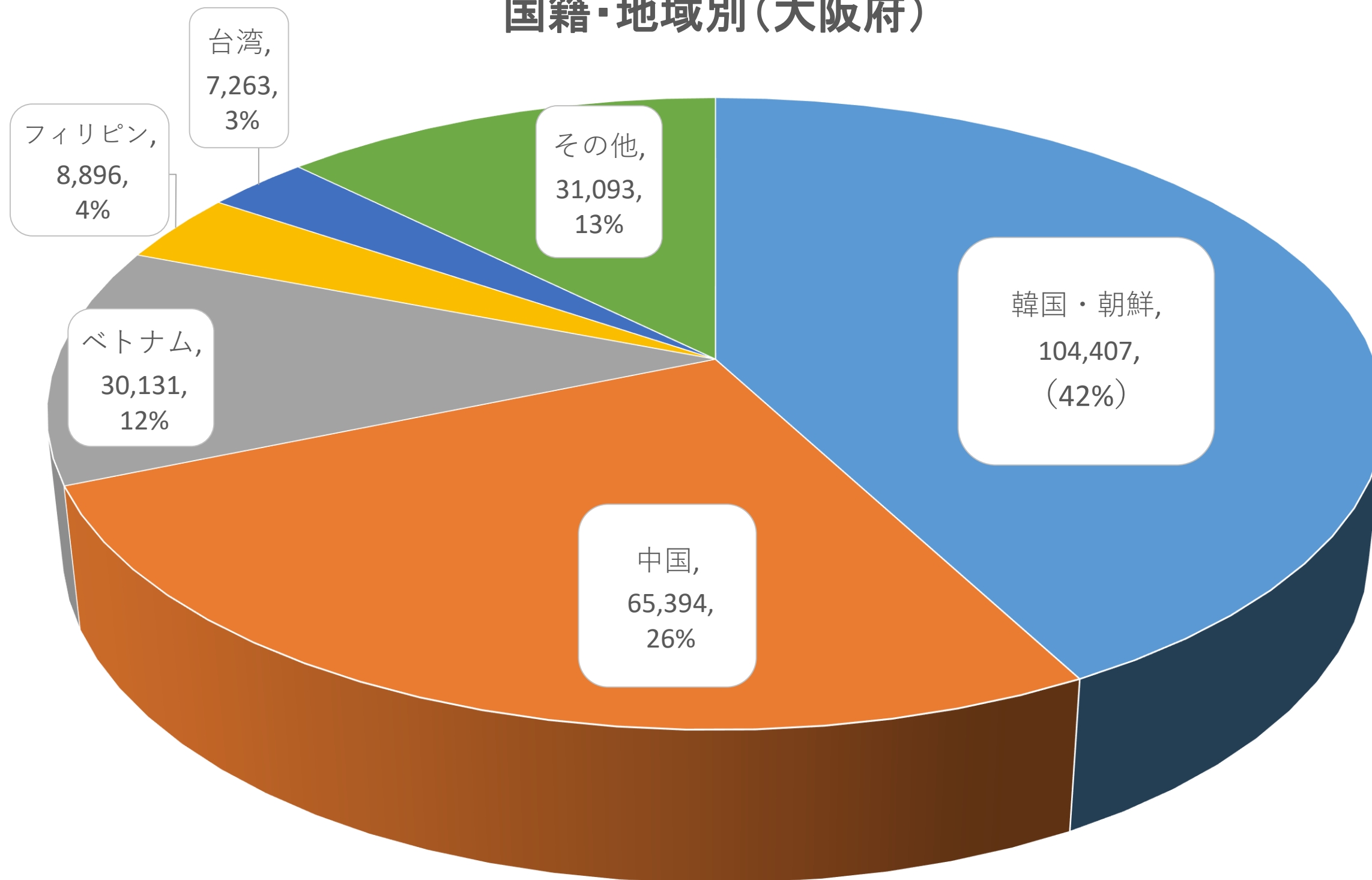
在留外国人(全国)の国籍・地域別割合(平成31年6月末現在)

国籍・地域別(全国)



大阪府内 在留外国人国籍・地域別割合(平成31年6月末現在)

国籍・地域別(大阪府)

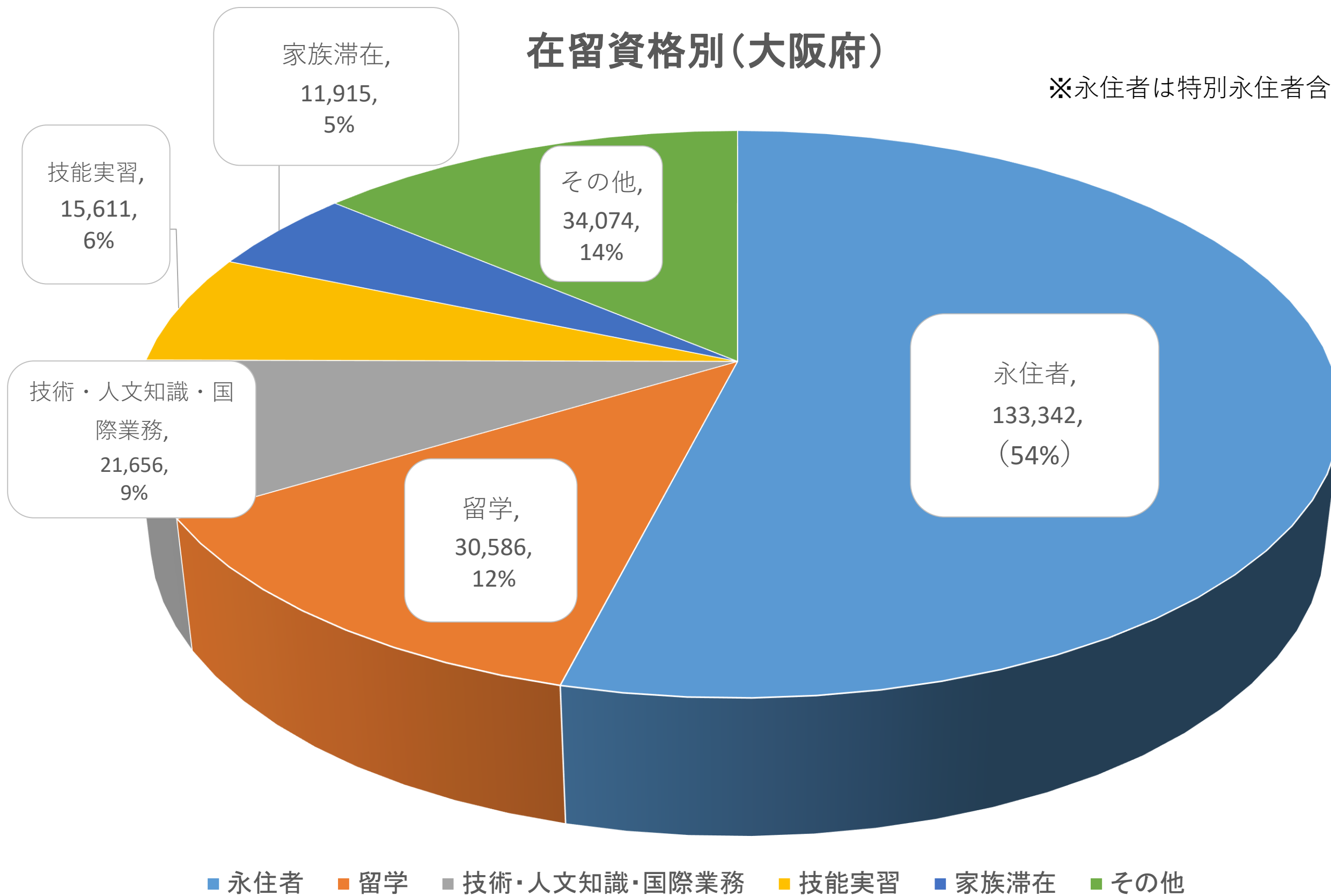


■ 韓国・朝鮮 ■ 中国 ■ ベトナム ■ フィリピン ■ 台湾 ■ その他

大阪府内 在留外国人在留資格別割合(平成31年6月末現在)

在留資格別(大阪府)

※永住者は特別永住者含む。



3 在留資格「特定技能」について

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

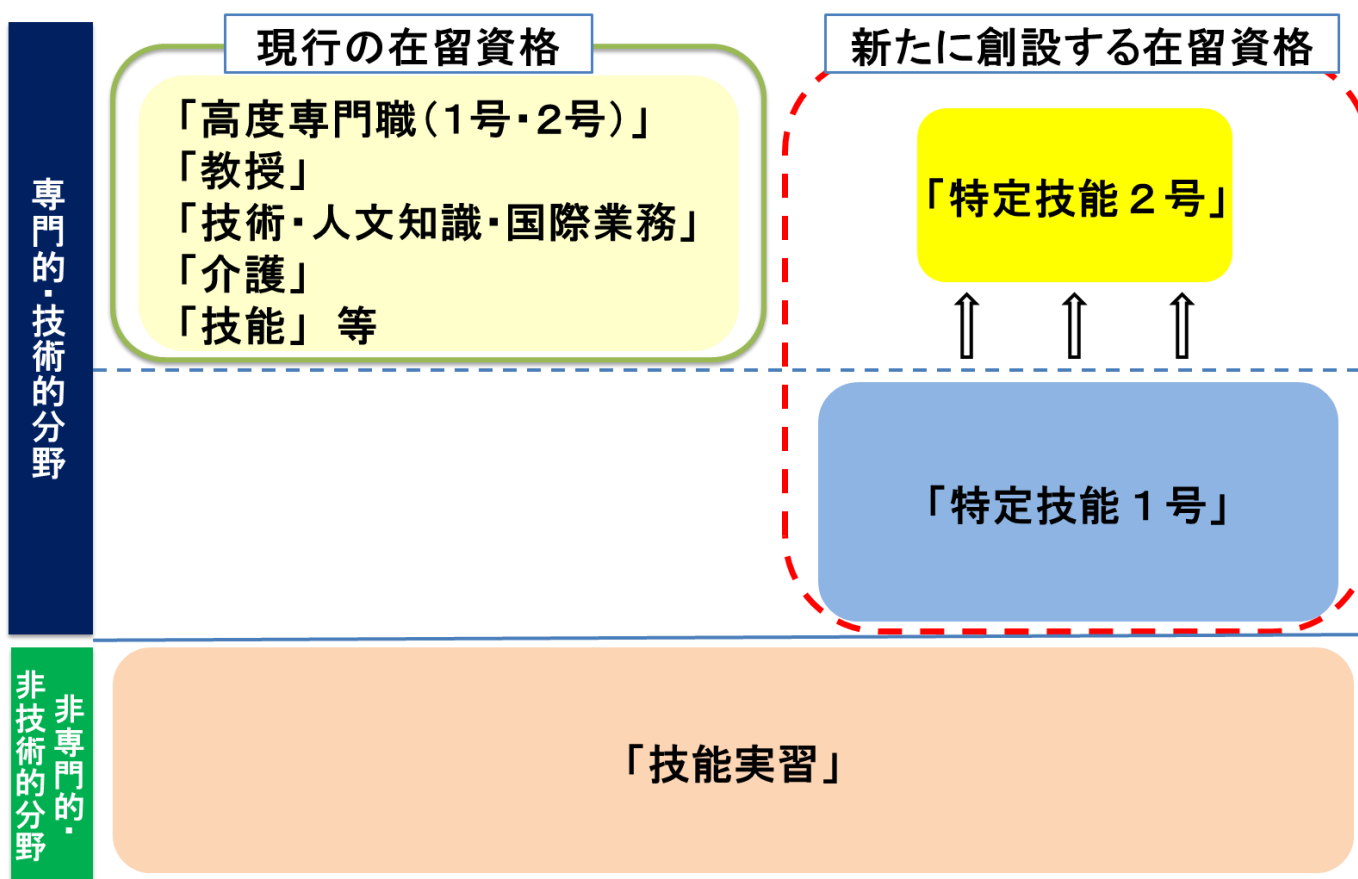
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

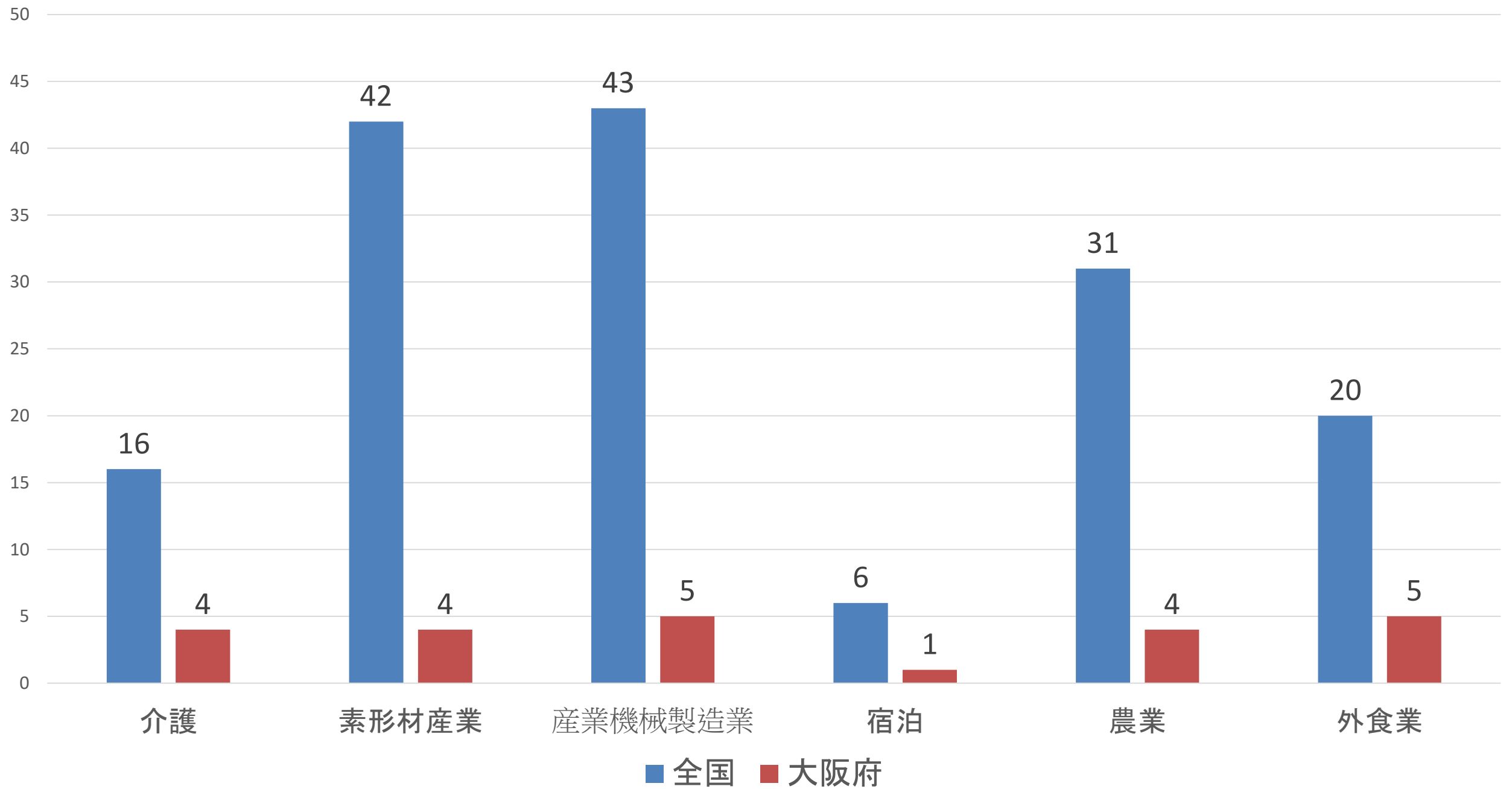
- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号分野別(全国・大阪府)

全国総数・・・219人
大阪府総数・・・23人
(令和元年9月末現在)



大阪府 市区町村別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年9月末現在)

○大阪市 (10人)

西区・・・外食業 (1人)

東淀川区・・・外食業 (1人)

東住吉区・・・外食業 (1人)

西成区・・・宿泊 (1人), 外食業 (1人)

淀川区・・・外食業 (1人)

住之江区・・・介護 (2人)

平野区・・・素形材産業 (2人)

○岸和田市 (9人)

産業機械製造業 (5人), 農業 (4人)

○池田市 (1人)

介護

○寝屋川市 (1人)

素形材産業

○柏原市 (1人)

素形材産業

○東大阪市 (1人)

介護

特定技能制度全体の運用状況

特定技能外国人の許可状況等について(令和2年1月6日現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付 1, 139件	③ 登録支援機関登録	登録 3, 451件
② 在留資格変更許可	許可 1, 062件	④ 特例措置としての「特定活動」	許可 857件 (未交付含む)

特定技能試験等の実施状況について(令和元年10月31日時点。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

		実施場所(実施月)		受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)	
介護		(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月	(技能試験) 1,440人(注2) (日本語試験) 1,459人(注2)	(技能試験) 607人(注2) (日本語試験) 631人(注2)	(フィリピン)	2019年11月, 12月
		(カンボジア)	2019年9月, 10月			(カンボジア)	2019年11月, 12月
		(インドネシア)	2019年10月			(インドネシア)	2019年11月, 12月
		(ネパール)	2019年10月			(ネパール)	2019年11月, 12月
		(日本国内)	2019年10月			(日本国内)	2019年11月, 12月
ビルクリーニング		—		—	—	(ミャンマー)	2019年12月
造船・船用工業		—		—	—	(日本国内)	2019年11月, 12月
航空	(航空グランドハンドリング)	—		—	—	(フィリピン)	2019年11月
	(航空機整備)	(モンゴル)	2019年10月	(注2)	(注2)	(日本国内)	2019年11月
宿泊		(ミャンマー)	2019年10月	391人(注2)	280人(注2)	—	
		(日本国内)	2019年4月, 10月				
農業	(耕種農業)	(フィリピン)	2019年10月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年11月, 12月 2020年1月, 2月, 3月
	(畜産農業)	(フィリピン)	2019年10月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年11月, 12月 2020年1月, 2月, 3月
飲食料品製造業		(日本国内)	2019年10月	626人	433人	—	
外食業		(日本国内)	2019年4月, 6月, 9月	2,194人	1,546人	(フィリピン)	2019年11月
国際交流基金 日本語基礎テスト		(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月	649人(注2)	267人(注2)	(フィリピン)	2019年11月
		(カンボジア)	2019年10月			(インドネシア)	2019年11月
		(インドネシア)	2019年10月			(ネパール)	2019年11月
		(ネパール)	2019年10月			(モンゴル)	2019年11月

(注1) 11月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 10月に実施された介護(技能試験及び日本語試験), 航空, 宿泊, 農業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は, 未発表のため各者数の累計値に含んでいない。

4 地方自治体における好事例

相談事例支援システムの導入(京都市)

外国人受入環境整備交付金(整備費)を有効に活用した事例

導入先  京都市国際交流協会外国人相談窓口

○導入前

- ・相談案件は主として紙媒体で保管
- ・過去の同種案件の記録抽出に時間を要する
- ・相談案件の集計作業は手作業で行っていたことで時間と労力を要する

○導入後

- ・データベース化したことによるペーパーレス化
- ・同種案件の記録抽出は、キーワードを入力することで即座に抽出が可能
- ・経験値が低い相談員の対応ぶりの上達
- ・統計等集計作業時間が大幅に削減
- ・組織横断的情報共有の実現

5 市町村が活用できる国の政策

○出入国在留管理庁

- 市町村職員，外国人相談窓口相談員に対する研修のための職員派遣
- 外国人相談窓口への職員派遣
- 一元的相談窓口の整備取組みのための外国人受入環境整備交付金の活用

○法務省

- 法テラスとの連携

（法律相談案件に対して，相談窓口施設が法テラスによる「指定相談窓口」の指定を受けることで，相談者の資力が一定の基準以下であるなどの要件を満たす場合，法テラスの費用負担（弁護士派遣費用，相談謝金等）により，相談者が弁護士等による法律相談を受けることが可能。）

※問い合わせ先：日本弁護士連合会人権部人権第一課 板倉 希(03-3580-9984)

○文化庁

・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

【地域日本語教育実践プログラム】

NPO法人や公益法人等が行う日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取り組みへの支援等を実施

【地域日本語教育コーディネーター研修】

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

○内閣官房

・地方創生推進交付金の活用

同一言語圏文化圏の外国人材を地方に定着させるために有効と考えられる事業等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

※問い合わせ先：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局